

白河商工会議所

2018
11月号
第738号

The Shirakawa Chamber of Commerce and Industry News

URL: <http://www.shirakawa-cci.or.jp/> E-mail: cci@shirakawa-cci.or.jp

今年も
やります!

白河駅前イルミネーション事業
11月30日(金)から11月31日(木)まで点灯します!

今回のテーマは…

『みんなのヒカリ2018
大切な人と幸せなひと時を』

白河市立図書館から白河駅前ロータリーまでの間を様々なイルミネーションを設置します。さらに駅前イベント広場・駅前イベント広場駐車場にモニユメントを設置し、大切な人と訪れたいような空間を創り出します。

オープニングセレモニーを開催いたしますので、皆様お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。



昨年のイルミネーション点灯式

オープニングセレモニー

日時

11月30日(金)午後6時

場所

白河駅前
イベント広場ステージ

ぜひご紹介ください!

会員加入キャンペーン実施中!

平成30年9月18日～11月30日まで、会員加入キャンペーンを実施しております。

特典は…

- ①ご入会時
期間中にご加入申込まれた方全員に「2,000円分の商品券」をプレゼント!
- ②ご紹介時
ご紹介の事業所が期間中にご加入申込まれた場合、ご紹介様にも「2,000円分の商品券」をプレゼント!

白河商工会議所に入会後のメリットは?

1. 経営指導員による経営や創業のご相談、各種補助金の支援を受けることが出来ます。
2. 無担保・無保証人・低金利の融資制度を利用できます。
3. 会員限定サービスをご利用できます。(貸会議室、各種セミナーの受講、会議所ニュースのお届け等)

会議所ニュース(広報誌)内の「白SHOWひろば」コーナーで事業所のPRが出来ます! 当所会員の約1,130事業所に配布されます!

入会資格

白河商工会議所管内で原則6ヶ月以上事業を営んでいる方であれば、業種、企業規模、法人・個人・団体に問わず、すべての商工業者等が入会できます。

年会費

- ・法人企業・団体…年額10,000円以上
 - ・個人企業…年額6,000円以上
- その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください!

お問い合わせ
企画総務課

☎0248-23-3101
0248-22-1300

白河商工会議所 Facebook・Twitter更新中!

白河商工会議所では、Facebook・Twitterを随時更新中です。イベントや中小企業への有益な情報など様々な情報発信をしています。ぜひフォローして活用ください。

スマホ・タブレット・PCでアクセス



<https://www.facebook.com/shirakawacci>

https://twitter.com/shirakawa_cci

折込チラシ一覧

- ▶ 新駒本店様 忘新年会チラシ
- ▶ 深瀬 廉パルトンリサイタル白河
- ▶ 働き方改革セミナーのお知らせ
- ▶ 「融資相談会」のご案内
- ▶ 平成30年年末調整個別相談会
- ▶ 平成30年度青色申告記帳実務相談会
- ▶ 年労働問題無料相談会

CONTENTS

- イルミネーション、会員入会案内……………1
- 専門家派遣事業……………2
- 特集「軽減税率制度」……………3・4
- 「La'CRE」オープン、敬老祝い商品券、LOBO調査、専門相談……………5
- 白showひろば、白河アーカブズ……………6

知らない分からないでは済まされない!?

全事業者
対象です!

いま「軽減税率制度」を知ろう! part I

2019年10月1日から、消費税が10%に引き上げられると同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。新聞等で何度も目にするフレーズですが、日々の業務が忙しくしっかり目を通していないのが現状と思います。当所会報で数回にわたり軽減税率制度について掲載いたします。実施まであと1年切っておりますので、この機会に制度について正しい理解をしましょう!

別表1

軽減税率対象品目(8%)	標準税率対象品目(10%)
新聞・飲食物品 野菜、弁当、飲料、魚、精米、パン、テイクアウト・持ち帰り・宅配は軽減税率	外食・酒類・その他 レストラン等での食事、ビール、ワイン、医薬品・医薬部外品、水道水
※1 軽減税率の対象となる「飲食物品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。ただし「飲食物品」であっても酒類と外食等は対象になりません。	※2 次の2点を満たすものが「外食」となります。①テーブル、椅子、カウンター その他飲食に用いられる設備のある場所において、②飲食物品を飲食させるサービス

I 消費税の軽減税率制度って?

消費税率が現在の8%から10%へ引き上げられます。これと同時に、10%への税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、2つの品目は軽減税率の対象となります。

対象品目は、「**飲食物品**」と「**新聞**」です。

「**飲食物品**」は、食品表示法に規定する食品をいいます。なお、外食やケータリング、酒類は対象に含まれません。

「**新聞**」は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるものをいいます。

※対象品目等は別表1のとおり。

II 日々の業務での対応が必要となることは?

1 仕入れ(経費)の確認

軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があるか確認する。

軽減税率対象品目の仕入れ(経費)がある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。

請求書等に基づき、仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿等に記載する。

※軽減税率対象品目の売上がなくても、会議費や交際費として飲食物品を購入する場合は対応が必要です。

2 売上の確認



軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。

軽減税率対象品目の売り上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目

ある旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」を記載し、交付する。

請求書等(控)に基づき、売り上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

3 申告



税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。

税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

まとめ

① 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する

② 軽減税率の対象品目の売上や仕入れがないかを
確認する

③ 売上と仕入れを
税率ごとに区分して帳簿等に記帳する



Ⅲ そもそも「飲食料品」は何を指すのか？

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品をいい、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもののうち、一定の要件を満たすものも含まれます。

この「食品」とは、全ての食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食料」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

①米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物

②めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品

③添加物（食品衛生法に規定するもの）

④一体資産のうち、一定の要件を満たすものをいい、酒税法に規定する酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除きます。

一体資産とは…

おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。

税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

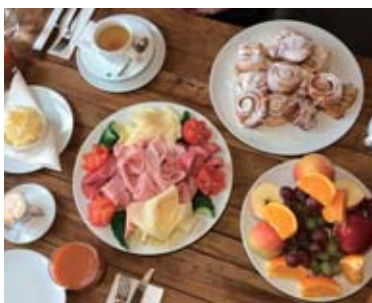
ただし、次の課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に含まれません。

1 外食

飲食料店営業等、食事の提供に行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

2 ケータリング、出張料理等

相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供



○日々の業務で行う対応の例

（飲食料品の小売業を営む事業者の場合）

（例1）仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認

（例2）毎日の売上・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳

（例3）必要に応じて、複数税率に対応したレジを導入・改修

（例4）必要事項を記載した請求書等を売上先に交付

（外食等の具体例）

軽減税率（外食に当たらない）

- ・屋台での飲食料品の販売
- ・イトインスペース付のコンビニエンスストアでの持ち帰り販売（持ち帰りとして販売される飲食料品の譲渡）
- ・ファストフード店でのテイクアウト
- ・公園のベンチでの飲食
- ・列車内の移動ワゴン販売
- ・映画館の売店での飲食料品の販売
- ・そばの出前、ピザの宅配
- ・学校給食
- ・有料老人ホームでの一定の飲食料品の提供

標準税率（外食等に当たる）

- ・セルフサービスの飲食店
- ・屋台での飲食料品の販売
- ・イトインスペース付のコンビニエンスストアでの食事の提供
- ・ファストフード店での店内飲食
- ・飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る場合
- ・公園のベンチでの飲食
- ・列車内の食堂施設での飲食
- ・カラオケボックスの客室での飲食
- ・映画館の売店での飲食料品の販売
- ・料理代行サービス
- ・学生食堂

詳細については白河税務署までお問い合わせください。



白河税務署 ☎0248-2217111

経営課題を解決するために

平成30年度
専門家派遣事業の
ご案内

専門家のアドバイスを受けてみませんか？

小規模事業者の皆様が抱える経営課題について、白河商工会議所に登録されている幅広い分野の登録専門家の中から、皆さまの課題解決をご支援する専門家を派遣いたします。登録専門家には実務経験豊富な専門家が登録されています。

※1事業者あたり5回まで専門家の派遣が可能です。

1 対象企業

- 経営課題解決等に取り組み小規模事業者の方
- 【卸売業・小売業】常時使用する従業員5人以下
 - 【サービス業(宿泊業・娯楽業以外)】常時使用する従業員5人以下
 - 【サービス業のうち、宿泊業・娯楽業】常時使用する従業員20人以下
 - 【製造業その他】常時使用する従業員20人以下

2 派遣事例

- ・経営革新や販路拡大について助言を受けたい
- ・税務・経理について相談したい
- ・生産性向上のために社内のIT化を進めたい
- ・経営改善計画の作成とフォローアップ支援を受けたい
- ・経営革新計画の承認や助成金申請に挑戦したい

3 派遣する専門家

中小企業診断士、税理士、ITコーディネータ等の資格者で、診断・助言の実績のある

方です。

※「登録専門家リスト」は白河商工会議所ホームページよりご確認ください。

4 費用

謝金については白河商工会議所が負担します(交通費については、市内の専門家の派遣を受ける場合は発生しません。市外の専門家の派遣を受ける場合のみ、事業者の実費負担となります。)

5 利用フロー

利用のお申込
(申込書はHPよりダウンロードしてください)

支援内容の確認・日程調整

派遣決定

専門家派遣の実施

商工会議所へ報告書提出
(事業者、専門家両方の報告が必要)

6 事業期間

平成31年1月31日まで ※期間内に報告書の提出ができるもの

7 申込方法

白河商工会議所のホームページより「派遣申請書(様式1)」をダウンロードし、必要事項をご記入いただき押印の上、下記住所まで送付またはご持参ください。

※FAXや電話での受付は行っておりません。



専門家登録について

専門家派遣事業では、ご協力いただける専門家の方を広く募集しております。専門家として登録を希望する方は、白河商工会議所のホームページより「専門家登録申請書(様式2)」をダウンロードし、必要事項をご記入いただき押印の上、下記住所までご送付ください。

《問い合わせ先》

中小企業相談所

TEL 0248-23-3101
FAX 0248-23-1300

白河市創業者支援施設

「La CRE」が中町楽蔵でオープンしました!

当施設は利用者が事務所を共有し、それぞれが独立した仕事を行うコワーキングスペースです。他業種との交流が新たなイノベーションを生む場所として、近年全国に拡大しています。地方創生の切り札として大いに期待されています。

HP: <http://coworking-space-279.business.site/>



イベント開催します〜

若井正一氏講演「間」のデザイン+しらかわ礼賛 夢に向かって、創る力を…

日時 11月16日(金) 18時30分〜20時

講師 日本大学名誉教授

若井 正一氏

定員 15名

会費 無料

※要予約 お申込み、お問い合わせは「らくり」まで
※申し込み期限11月9日(金) 担当…坂本

創業相談会

相談実績豊富な頼れる専門相談員が個別に対応いたします。

日時 11月5日(月)〜

9日(金) 9時〜17時

※要予約 お申込み、お問い合わせはらくり事務局まで。

らくり事務局 ☎0248-209-8775

商工会議所LOBO調査 2018年10月調査結果

LOBO調査は、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」を全国約3,900社に毎月調査しているものです。当所では20社の会員事業所にご協力いただいております。

白河商工会議所管内の業種別業況

建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業

全産業の合計DIは、前月比+0.1ポイントと回復傾向。業種別に見ると、製造業・小売業で前月比+0.3ポイントと回復。卸売業で前月比-0.3ポイント、建設業で前月比-0.2ポイント悪化している。規模別に見ると、小規模それ以外どちらもほぼ横ばい。

景況天気図

とくに好調 DI ≥ 1	好調 0.3 ≤ DI < 1	まあまあ △0.3 ≤ DI < 0.3	不振 △1 < DI < △0.3	きわめて不振 △1 ≤ DI

DI = (好転と回答した割合) - (悪化と回答した割合)

日本商工会議所 LOBO 調査HP
<https://cci-lobo.jcci.or.jp/>

白河商工会議所HP
<http://www.shirakawa-cci.or.jp/>

INFORMATION

換金日のお知らせ 敬老祝い商品券

※事前の換金申請が必要です

《換金日》

事前申請日 第3回 11月13日(火)まで
換金日 11月15日(木)

事前申請日 第4回 11月21日(水)まで
換金日 11月26日(月)

換金時間 10:00~15:00

※換金は、上記、換金日・時間内に行うものとし、時間外の換金はできませんので、ご注意ください。

企画総務課 ☎23-3101

平成30年度 白河商工会議所各種検定試験施行日

検定試験名・級等	施行日	申込受付期間	受験料(税込)
簿記 第151回	平成31年 2月24日(日)	12月17日(月)~ 1月23日(水)	2級:4,630円 3級:2,800円
販売士 第83回	平成31年 2月20日(水)	12月17日(月)~ 1月23日(水)	3級:4,120円
珠算 第215回	平成31年 2月10日(日)	12月3日(月)~ 1月10日(水)	1級:2,300円 2級:1,700円 3級:1,500円

◎申込方法:所定の申込用紙に必要な事項を記入の上、受験料を添えてお申込下さい。

専門相談のご案内 要予約

内容	相談機関	日時
無料法律相談	吉川幸雄弁護士	11月13日(火) 午後1時~3時
		11月20日(火) 午前10時~午後4時
金融相談	日本政策金融公庫 郡山支店 国民生活事業	11月8日(水) 午後1時~3時
		11月8日(水) 午後1時~3時

AXAは9年連続
世界NO.1の保険ブランド

9年連続
保険ブランド 世界第1位
※インターブランド社
「ベスト・グローバル・ブランド2017」より

アクサ生命
リスク対策や事業承継などを共済制度/福祉制度でサポートしています。
アクサ生命保険株式会社 郡山支店 白河営業所
〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5 白河商工会議所会館2F
TEL. 0248-23-4143 FAX 0248-23-4952

事業所紹介
白showひろば

(有)アルファ
代表取締役社長
望月映里氏

☎0248-27-3334
白河市南町53

私たちのお仕事を紹介します

当社は1954年(昭和29年)に創業以来スクールゼッケン、スポーツ競技用ゼッケン、腕章などのビニール加工品などの製品を製造しています。またTシャツなどの衣類品印刷やデジタル転写、昇華転写、インクジェットプリント、UVプリント等あらゆるニーズに対応しております。

『プリント』ならぜひ弊社まで!


近年、一言で「プリント」と言っても多種多様な方法があります。紙や衣類、ガラス等それぞれの方法で生み出される商品は無限です。

ぜひ当社までご来店いただき、世界でたった一つのオリジナルを作ってみませんか? ギフトにも最適です!



会員ホットニュースの「白SHOWひろば」では、掲載事業所を随時募集しています。

企画総務課 ☎23-3101



東北地方発明奨励賞を受賞しました

(株)共和建商「進盟ルーム」

(株)共和建商で提供している進盟ルームが「調圧装置による生命治療能力向上装置」として平成三十二年東北地方発明表彰において、発明奨励賞を受賞しました。増子共和建商会長は「これまでの功績が評価されて大変うれしい。更に広めていきたい」と話していました。



東北地方発明奨励賞受賞の様子



白河アーカイブズ (過去の記憶)

白河発明展の様子 (撮影時期: 昭和60年)

※今年度も9月に開催され、64回を数える白河市発明展。受賞された皆様誠にありがとうございます。

白河商工会議所は今年で70周年を迎えます。その歴史の中で、様々な事業に取り組み、その活動の様子や市内の風景を写真に納め、会報を発行してきました。今月号は、昭和60年に開催した第31回白河市発明展の当時の写真を掲載します。



表紙題字は、旧会館設立当時(昭和42年)の日本商工会議所会頭足立正氏の揮毫によるものです。この印刷物は環境にやさしい大豆油インクを使用しています。再生紙を使用しています。

ccIHP

ccITEL

